

長崎県在宅保健事業みつば会会則

(目的)

第1条 この会は、在宅保健師等マンパワーの確保を図るとともに看護（介護）技術や健康教育の研修を行い、地域における保健活動の有効起用に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は長崎県在宅保健事業みつば会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を長崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という）に置く

(事業)

第4条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) この会の活動のための調査研究に関すること
- (2) 各地域の保健活動（健康づくり推進等）に関する情報交換及び支援に関すること
- (3) 医療情報・健診情報を基にした訪問活動
- (4) 保険者における健康教育・健康相談の支援
- (5) 保健活動に関する研究会、講演会等に関すること
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この会は、長崎県内に住所地を置く者をもって会員とする。

(総会及び総会の議決事項)

第6条 この会の総会は年1回開催する。総会は会長が招集し、その議長となる。

- (1) 会則の変更に関すること
- (2) 事業計画及び予算、決算に関すること

(3) 役員の選出

(4) その他、総会の議決を必要とする事項

(役員)

第7条 この会に役員を置く。役員は会員の中から互選する。任期は2年とし、再任を妨げない。

会長	1人
副会長	2人
書記	2人
幹事	3人

(顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、役員会の同意を得て、長崎県在宅保健事業みつば会の発展に功労のあった者を会長が委任する。

(経費)

第9条 この会の運営に関する経費は、国保連合会が負担する。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、平成10年2月19日から施行する。

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

この会則は、平成19年3月4日から施行する。